

『速旅 SA・PA 電子お買物券付きドライブプラン』利用規約
<発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース>静岡エリア出発プラン

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と中日本エクシス株式会社が発行し別表1に定める高速道路のサービスエリアで利用できる有効期間が発券日から2か月（翌々月の同日の前日まで。ただし、翌々月の同日がない場合は、翌々月の最終日の前日まで）の電子お買物券（以下「電子お買物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び中日本エクシス株式会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2025年1月6日（月）から2025年12月25日（木）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の23時59分まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から最終日の23時59分まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、電子お買物券は利用開始日から2か月以内（翌々月の同日の前日まで。ただし、翌々月の同日がない場合は、翌々月の最終日の前日まで）に発券することができます。ただし、次の各号の一に該当するときは、本プランの申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、

決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。)

二 利用可能期間に当社が別途指定する日を含むとき(具体の日程は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。)

2 往路通行(第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア(第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。)内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行(同項第三号に定める「復路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランへの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者(以下「申込者」といいます。)が会員登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書(以下「申込確認書」といいます。)をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)」(以下「会員マイページ」といいます。)上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。

4 電子お買物券料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 第16条第1項に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

8 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効で

す。

(電子お買物券の引換及び利用方法)

第8条 申込者は、利用開始日から2か月以内（翌々月の同日の前日まで。ただし、翌々月の同日がない場合は、翌々月の最終日の前日まで）に、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレットなどの電子端末の画面上で申込確認書を表示し、申込確認書内の「SA・PA 電子お買物券を発券する」ボタンを押下することにより、電子お買物券を発券することができます。

2 本プランは、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末などでの電子お買物券の発券が必要となります。電子お買物券以外の紙券などの SA・PA お買物券と引換することはできません。

3 電子お買物券の利用は、第1項により電子お買物券を発券後に、結果ページに表示される「SA・PA 電子お買物券を開く」ボタンを押下又は申込確認書に表示される「SA・PA 電子お買物券を表示する」ボタンを押下した上で、リクエスト結果ページに表示される「二次元コード」を利用可能な店舗での代金支払い時に提示することで利用することができます。

4 電子お買物券で利用可能な店舗及びサービス・商品については別表1のとおりです。

5 電子お買物券の返金、換金、譲渡、転売はできません。また利用時のおつりはできません。

6 電子お買物券の金額に満たない利用金額の場合、差額が有効期間内は電子お買物券の残金として残り、次回以降に残金を上限として利用することができます。

7 電子お買物券の利用期限は発券日から2か月以内（翌々月の同日の前日まで。ただし、翌々月の同日がない場合は、翌々月の最終日の前日まで）です。利用期限を超えた電子お買物券の利用はできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める対象区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は

流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。

二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

4 第1項から第3項までにおける通行において、通行途中に本線料金所（E20 中央自動車道八王子本線料金所を除く）又はジャンクション部料金所を通過した場合は、当該料金所の通過を以ってインターチェンジの流入及び流出となります。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものとします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しくください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードをお渡しくください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金と電子お買物券料金を分けて請求いたします。なお、電子お買物券にかかるクレジットカードの明細書上の利用日付は、利用開始日又は利用開始日の翌日の日付となります。

- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、E T C車載器、「E T C利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
 - 一 申し込み時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
 - 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
 - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
 - 四 復路通行において、利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
 - 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
 - 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
 - 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
 - 八 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内にお

ける全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 申し込み時に登録したETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（電子お買物券発券の拒否）

第15条 次の各号の一に該当するときは電子お買物券への発券をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末などを用いた方法以外で電子お買物券を発券しようとしたとき
- 三 本プランの利用開始日から2か月以内（翌々月の同日の前日まで。ただし、翌々月の同日がない場合は、翌々月の最終日の前日まで）の発券可能期間以外の日に発券しようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 四 すでに発券を行っているとき
- 五 第16条に定める解約を行ったとき

（解約等）

第16条 本プランの申込者は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の23時59分まで、かつ、電子お買物券を発行していない場合に限り。）に、会員マイページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申し込み又は電子お買物券の申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。
- 一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）は、第8条に定める電子お買物券の発券にかかわらず、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がされたものとします。（利用開始日に申し込みを行い、往路通行を行わなかった場合を含みます。）
- 3 利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の23時59分まで、かつ、電子お買物券を発行していない場合に限り。）に、会員マイページにおいて本プランを解約しなかった場合は、第8条に定める電子お買物券発券の有無にかかわらず、電子お買物券料金の払戻しをいたしません（当社又は中日本エクス株式会社による場合を除きます。）。
- 4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金と電子お買物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合で

も、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護および提供)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

3 当社は、第8条に定める電子お買物券の発券の手続きに必要な範囲内で、中日本エクシス株式会社に対し、第6条第2項に定める申込情報を提供いたします。なお、第16条第3項に定める当社又は中日本エクシス株式会社の責による電子お買物券料金の払い戻し等の必要が生じた場合、手続きに必要な範囲内で、中日本エクシス株式会社に対し、申込者の住所、電話番号、メールアドレスを追加で提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：電子お買物券の利用可能な高速道路のサービスエリア及び特典

中日本エクシス株式会社が管理する、下表のサービスエリア・パーキングエリアのショッピングコーナー、レストラン等でご利用いただけます。ただし、営業施設の改良工事による営業休止、店舗の閉店、営業形態の変更及びコンビニエンスストアや券売機など一部店舗で利用できない場合があります。詳細は、[旅行・ドライブ | SA・PA 電子お買物券付きプラン・速旅-NEXCO 中日本 \(c-nexco.co.jp\)](#)にてご確認ください。

エリア名	特典
<p>【圏央道】厚木（内外）【東名高速】港北（上）海老名（上下）中井（上下）鮎沢（上下）足柄（上下）駒門（下）愛鷹（上下）富士川（上下）日本平（上）日本坂（上下）牧之原（下）遠州豊田（上下）三方原（下）浜名湖（集約）新城（下）赤塚（上）美合（上）豊田上郷（上下）守山（上下）【新東名高速】駿河湾沼津（上下）清水（集約）静岡（上下）藤枝（上）掛川（上下）遠州森町（上下）浜松（上下）長篠設楽原（下）岡崎（集約）【中央道】石川（上下）談合坂（上下）谷村（上下）初狩（上下）釈迦堂（上下）境川（上）双葉（上下）八ヶ岳（上下）中央道原（下）諏訪湖（上下）小黒川（上下）駒ヶ岳（上下）神坂（上下）恵那峡（上下）屏風山（下）虎溪山（上）内津峠（上下）【長野道】みどり湖（上下）梓川（上下）【北陸道】神田（上下）賤ヶ岳（上下）杉津（上下）南条（上下）北鯖江（上下）尼御前（下）不動寺（上下）小矢部川（上下）呉羽（上下）有磯海（上）【名神高速】尾張一宮（上下）養老（上下）多賀（上下）【新名神高速】鈴鹿（集約）【東海北陸道】関（上）長良川（下）【東名阪道】大山田（上下）御在所（上）亀山（上下）【伊勢道】安濃（上）嬉野（上）【紀勢道】奥伊勢（上下）【小田原厚木道路】大磯（上）小田原（下）【西湘バイパス】西湘（上）</p>	<p>対象施設にて割引・特典サービス付き</p>

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	お買物券引換日 (※1)	
						引換日	周遊パス
SAPA 電子お買物券 (3,000 円分) ⑧-S 1 (発着付 き) 静岡・富士⇒神奈 川・東京 3 日間	⑧	S 1	<u>8,200 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,200 円 電子お買物券分 3,000 円	<u>7,100 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,100 円 電子お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る利用開 始日から 連続する 最大 3 日 間	左記の 期間内 のうち 1 日	静岡⑩
SAPA 電子お買物券 (5,000 円分) ⑧-S 6 (発着付 き) 静岡・富士⇒名古 屋・関ヶ原 3 日間	⑧	S 6	<u>12,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 7,900 円 電子お買物券分 5,000 円	<u>11,300 円</u> (内訳) 高速定額利用分 6,300 円 電子お買物券分 5,000 円	お客さま が指定す る利用開 始日から 連続する 最大 3 日 間	左記の 期間内 のうち 1 日	静岡⑨

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 3 : 高速定額利用 (発着エリア)

番号	対象路線	対象インターチェンジ
⑧	東名高速道路	富士 IC、富士川スマート IC、清水 IC、日本平久能山スマート IC、静岡 IC、焼津 IC
	新東名高速道路	新富士 IC、新清水 IC、新静岡 IC、静岡 SA スマート IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、清水いはら IC
	中部横断自動車道	富沢 IC

別表4：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間
S 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名高速道路(東京 IC～愛鷹スマート IC) ・ 新東名高速道路 (海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～駿河湾沼津スマート IC) ・ 中央自動車道(高井戸 IC～河口湖 IC、大月 JCT～勝沼 IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT) ・ 小田原厚木道路(全線) ・ 西湘バイパス(全線) ・ 新湘南バイパス(全線) ・ 東富士五湖道路(全線)
S 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名高速道路(大井川焼津藤枝スマート IC～小牧 IC)(※1) ・ 新東名高速道路(森掛川 IC～豊田東 JCT、三ヶ日 JCT～浜松いなさ JCT) ・ 伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路(豊田東 JCT～四日市 JCT) ・ 名神高速道路(小牧 IC～彦根 IC) ・ 新名神高速道路(四日市 JCT～菰野 IC) ・ 中央自動車道(土岐 IC～小牧 JCT) ・ 北陸自動車道(米原 JCT～長浜 IC) ・ 東名阪自動車道(名古屋西 JCT～四日市東 IC) ・ 東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT～美濃関 JCT) ・ 東海環状自動車道 (豊田東 JCT～山県 IC、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT) ・ 名古屋第二環状自動車道(全線)

※1 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。